

役員及び評議員等の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人横浜やまびこの里（以下「法人」という。）の理事、監事、および評議員（以下「役員等」という。）の報酬並びに費用等に関し必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 役員等には、勤務実態に応じて、報酬及び手当を支給することができる。

2 手当の種類は、通勤手当及び報償慰労金とする。

3 法人の職員を兼ねる役員等については報酬及び手当は支給しない。

4 前条に定める者のほか、法人が特別に認めた者については評議員会の承認のうえ報酬及び手当を支給することができる。

(月額報酬)

第3条 役員等に毎月支給する報酬(以下、月額報酬という。)は、第8条の規定に基づき支給する。

(通勤手当)

第4条 役員等の通勤手当は原則として支給しない。ただし、理事長については勤務の実態により法人の職員に準じて支給することができる。

(報償慰労金)

第5条 法人事業に特段の功績を挙げ、役員等を退任したときは30万円を限度額として、評議員会の承認のうえ報償慰労金を支給することができる。

(支給方法)

第6条 この規程に定めるもののほか、前3条に規定する報酬及び手当の支給方法は法人の職員の例による。

(費用の弁償)

第7条 役員等及び第2条第4項に定める者が業務のため出張したときは、法人の旅費規程に準じて旅費として実費相当額を支給する。

(報酬等の額)

第8条 理事及び監事の報酬は、各年度の総額が500万円を超えない範囲と支給するものとする。

2 役員等の月額報酬等の基準額は次の各号による。

(1) 理事長の月額報酬の基準額は15万円とする。ただし、業務の執行状況その他の事情等を勘案し、月額15万円を限度として加算し、支給することができる。

- (2) 理事長を除く理事、評議員、監事には原則として月額報酬は支給しない。
- (3) 上記(1)(2)のほか、理事会又は評議員会に出席した役員等には、報酬として1回につき1万円を支給する。ただし、法人の職員を兼ねる役員等には支給しない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成14年10月1日より施行する。

附 則

平成24年11月27日一部改訂 同日施行

附 則

規程の名称を「役員報酬規程」から「役員及び評議員等の報酬並びに費用に関する規程」に変更の上、平成28年11月24日に一部改訂し、同日より施行する。

附 則

平成30年6月27日一部改訂 平成30年6月1日より施行